

一般社団法人林家こん平事務所

会員募集のご案内

この度、一般社団法人林家こん平事務所では会の活動と主旨にご賛同頂ける方々の、ご入会を募集させて頂くことになりました。

当法人は、落語を中心とする伝統芸能の普及向上を図り、笑いをもつパワーで生きる勇気と希望を与えていく文化・福祉・教育活動の推進発展に寄付することを目的とし、この事業はご入会頂いた皆様と共に事業を推進していくこととしております。

つきましては別紙の事業目的、および入会規定をご一読頂き、主旨にご賛同して頂けましたら幸いです。

個人・企業様などのご入会を心よりお待ちしております。

なお、ご入会頂くと下記の特典がございます。

■会員特典

- 1、会報 年2回のご郵送
- 2、都電落語会の割引ご優待（ゴールドカード発行）
- 3、年2回行われるスペシャルイベントのプレミアムシートのご案内
- 4、推奨グッズのプレゼント
- 5、その他懇親会・ツアーの企画・開催（企画参加費別）

1. 事業目的

I 目的

当法人は、落語を中心とする伝統芸能の普及向上を図り、笑いのもつパワーで生きる勇気と希望を与え、文化・福祉・教育活動の推進、発展に寄与することを目的とする。

II 事業内容

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 落語の継承支援及び研究発表会、鑑賞会等の開催
2. 落語研究会等の育成及び寄席芸能関係者との連携
3. 福祉・介護施設等での講演活動・笑いを提供できる企画提供
4. 学校、職場等の落語研究会への協力及び指導
5. 落語読み聴かせの人材育成及び認定
6. 芸能関係団体との連絡提携
7. 落語芸能に関する調査研究及び資料文献の収集保存
8. 会報及び落語芸能に関する刊行物の発行
9. その他、前各号の目的を達成するために必要な事業

2. 入会規則

I 法人の構成員

当法人の会員は、当法人の事業に賛同する個人または団体であって、次項の規定により当法人の会員となった者をもって構成する。

(ア) 会員の資格の取得

当法人の会員になろうとする者は、入会申込方法に定めるところにより申込みし、代表理事の承認を受けなければならない。

(イ) 経費の負担

当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会時及び毎月、入会金及び会費に定める額を支払う義務を負う。

(ウ) 任意退会

会員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(エ) 除名

会員が当法人にふさわしくないと認められた場合、または会員が社会的秩序を乱す行動・言動等を行った場合、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(オ) 会員の資格喪失

会員は、次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。
但し、合併・組織変更の場合においては、資格の継承を認める場合がある。
- (3) 会費を3か月以上滞納した場合

II 会員の種別

当法人の会員は、次のとおりである

法人/個人： 名誉会員 特別会員 正会員 賛助会員

III 入会金及び会費

会員の入会金及び会費は次のとおりとする。

(1) 特別会員

法人 ¥30,000 (2口以上/年) 個人 ¥10,000 (3口以上/年)

(2) 正会員

法人 ¥3,000 (月) 個人 ¥1,000(月)

(3) 賛助会員

法人 ¥2,000(月) 個人 ¥500 (月)

※名誉会員は会費は納めることをしない。(技能提供など)

IV 入会申込方法

当法人の会員として入会しようとする者は、所定の書類を当法人にFAX又は封書にて提出することとする。なお、入会の可否については、入会規則に定める代表理事の承認をもって判断することとする。

V 会員の更新

会員の資格は、入会日の翌日から1年間とし、更新日までに退会の申し出がない限り自動更新とする。